

第24期 第5回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和2年11月27日（金曜日） 午後2時00分～午後2時35分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室				
出席農業委員	及川 末男	五十嵐 堅司	中岡 亮太	丹羽 秀則	計7名
	野村 真理子	山内 幸子	今泉 宏治		
欠席委員					
議事録署名委員	中岡 亮太	丹羽 秀則			

審議事項

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市 字樽前 159番7 159番63 159番64	原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし	39,200 7,191 8,499 (54,890)	<p>■■■■市■■■■ ■■■■番地の■■ ■■■■■■■■(株) 代表取締役社長 ■■ ■■</p> <p>(■■■■市■■■■町 ■丁目■番地■ ■■ ■■ 外2名)</p>	砂利採取申請の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 羽原 吉一 堀 勝 山本 まり子
2	苫小牧市 字植苗 101番1 101番2 101番3 101番4 101番5 101番6	山林 山林 山林 山林 山林 山林	畑 畑 畑 畑 畑 畑	42,922 49,291 67,424 24,241 24,793 74,019 (282,690)	<p>■■■■市■■■■ ■■■■番地の■■■ ■■ ■■</p>	地目変更登記の為	農地	農業委員 五十嵐 堅司 山内 幸子 今泉 宏治 推進委員 寒河江 一富 早勢 光明

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農用地利用状況報告について

農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	(株) ■■■■■ ■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■			
農用地等の面積 (第16条の2第1項第2号)	権利設定		農用地等の面積 (㎡)	
	解除条件付使用貸借		42,500	
耕作の状況 (第16条の2第1項第3号)	作物の種類	作付面積(㎡)	生産量	反収 (kg/10a)
	玉ねぎ	12,000	21,932kg	1,827kg
		30,000	69,071kg	2,302kg
計	42,000	91,003kg	1,936kg	
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項第4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項第5号)	なし			
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

※農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項確認書は別紙1

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(賃貸借による権利の設定)

土地の表示				貸人の状況		
所在・地番	地目		面積 (㎡)	住所・氏名	農業従事者	経営面積 (㎡)
	公簿	現況				
苦小牧市字植苗						
94番1の内	山林	畑	88,393	■■■市■■■■ ■町■■■■番地 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■	—	1,049,866
94番2の内	畑	畑	29,833			
94番3の内	畑	畑	15,568			
94番4の内	牧場	畑	69,616			
94番7の内	畑	畑	2,535			
94番8の内	畑	畑	3,800			
94番9の内	牧場	畑	2,339			
94番10の内	牧場	畑	3,280			
100番1の内	山林	畑	140,770			
100番12の内	山林	畑	46,024			
102番1の内 ※	山林	畑	264,510			
109番1の内 ※	山林	畑	41,218			
109番4の内	山林	畑	77,550			
110番2	山林	畑	3,600			
110番5の内	山林	畑	93,998			
116番1の内	山林	畑	22,609			
117番1の内	山林	畑	36,678			
118番1の内	山林	畑	107,545			
(1,049,866)						
借人の状況						
住所・氏名		農業従事者	経営面積 (㎡)	大農機具及び自家労働力以外の労働力		経営作物
■■■郡■■■町 ■■■■■■■■■番地 (有)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		12名	3,739,816	トラクター	2台	軽種馬 645頭
				水撒き用バキューム	1台	
				パワーハロー	1台	
				パドックウイング	1台	
申請理由及び契約の内容						
申請理由・・・ 貸人：貸主の希望による 借人：経営拡大のため 契約の内容・・・ 賃貸借権 賃料等の額・・・ 年間 ■■■■■■■■■円 (■■■■■■円/10a) ※印 年間 ■■■■■■■■■円 (■■■■■■円/10a) 契約期間・・・ 令和2年12月1日～令和22年11月30日 ※印 令和3年10月1日～令和22年11月30日						

※農地法第3条調査書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(使用貸借による権利の設定)

土地の表示				貸主の住所・氏名 生年月日 (設立年月日)	借主の住所・氏名 生年月日 (設立年月日)
所在・地番	地目		面積 (㎡)		
	公簿	現況			
字樽前				■■■■市	■■■郡■■■■町
72番1の内	牧場	畑	905	字■■■ ■■■番地	■■■■丁目■■番地
80番1の内	牧場	畑	928	(有)■■■■■	(株)■■■
80番3の内	牧場	畑	4,224	代表取締役	代表取締役
83番1の内	牧場	畑	18,164	■■■ ■■■	■■■ ■■■
83番2の内	牧場	畑	9,943	(S■■■■■■■設立)	(S■■■■■■■設立)
			(34,164)		
権利を設定しようとする理由の詳細				権利を設定しようとする契約の内容	
<p>当該地は畑として利用しておりますが、表土に火山礫が混入しており耕作の悪い部分があり作業効率も悪いので、この農地から土砂を採取し跡地を埋め戻し、当地の良質な表土で敷き均し整地して、優良な畑として復元する。</p>				<p>1) 設定の時期 許可日から</p> <p>2) 権利の存続期間 許可日から1年間</p>	
転用計画の詳細		資金・事業計画の詳細		備考	
<p>1) 転用の目的 砂利採取</p> <p>2) 転用の時期及び概要 許可日から1年間 砂利採取量 25,093 m³</p>		<p>1) 資金計画の内訳 自己資 ■■■■■千円</p> <p>2) 事業費の内訳 事業費 ■■■■■千円</p> <p>工事費 ■■■■■千円 埋戻費 ■■■■■千円</p>			

※農地法第5条許可申請確認書は別紙3

審議結果	原案可決
------	------

議案第5号 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）結果について

地区担当委員個別調査（令和2年8・9月実施）

対象地の内訳		筆数	面積 (㎡)	備考
農地合計 (a)		658	13,688,221	
私有地等 (b)		100	4,136,752	
◎ 個別調査 (a-b)		558	9,551,469	
優良農地		549	9,460,701	
全体調査対象農地 (前年度 遊休農地・文書指導対象地を含む)		9	90,768	

◎ 全体調査（令和2年11月9日実施）

区分		筆数	面積 (㎡)	備考
A	優良農地			
B	文書指導対象地（遊休農地化する恐れのある農地）	2	5,365	
C	その他			
D	遊休農地（法第32条第1項第1号） 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地	6	50,403	
	荒廃農地A分類 荒廃農地のうち抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業が可能と見込まれるもの			
E	低利用農地（法第32条第1項第2号） その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1号を除く）			
合計		8	55,768	

荒廃農地B分類	非農地未判定		非農地判定		備考
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	
荒廃農地のうち農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（農地・非農地判定）	1	35,500			
B分類 合計	筆数	1	面積 (㎡)	35,000	

審議結果	原案可決
------	------

議案第6号 苫小牧市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

- ・改正理由： 北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領等の改正に伴う関係基準の整備のため
- ・改正内容： 別紙 5

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農地法第5条の規定による一時転用事業（火山灰採取）の完了について

許可番号 平成29年12月21日付け苫農委第5号

土地の貸主 ■■■市■■■ ■■番地 ■■ ■■

土地の借主 ■■■市■■■■ ■番地■■■

■■■■(株) 代表取締役 ■■ ■■

土地の所在 苫小牧市字樽前388番の内外 畑 5,643 m²

転用の目的 火山灰採取

事業の期間 平成29年12月21日～令和2年12月20日

事業の完了 令和2年10月21日

完了の確認 令和2年10月30日

確認委員 農業委員：野村委員

推進委員：羽原委員、堀委員、山本委員

(2) 第6回農業委員会総会の開催について

12月22日(火) 午後2時からの開催予定

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認書

第24期第5回農業委員会総会 議案第1号

借人：(株)■■■■■■■■■■	貸人： ■■ ■■ ■■ ■■	作成者：■■ ■■	
法20条の2条項（農用地利用集積計画の取消し）		判断理由	取消しに該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	労働力が確保され、農地を利用している。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員のいずれもが常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号（権利移動の許可要件）	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

農地法第3条調査書

(賃借権設定)

借人：■■郡■■町 ■■■■■■■■■番地 (有)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	貸人：■■市■■■■ ■町■■■■番地 ■■■■ ■■■■ ■■■ ■■ ■■	作成者：■■■ ■■■
	判断の理由	不許可 に該当
第2項第1号 (全部効率利用)	借人は、安平町早来源武にて軽種馬の生産・育成を長年に渡り経営し所有地及び貸借地全てを効率利用されており、当該地も全部効率利用されると考えられる。	しない
第2項第2号 (農業生産法以外の法人)	借人は、農地所有適格法人である。	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	借人は、農地所有適格法人であり、適格法人報告書により農作業常時従事要件を満たしている。	しない
第2項第5号 (下限面積)	借人は、耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えている。	しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地ではこれまで牧草畑として利用されてきたが、借人も同様に牧草畑を利用し軽種馬の生産・育成を行う計画であること等から、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的就業かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、11月12日 現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

農地法第5条許可申請書確認書

第24第5回農業委員会 議案第3号

申請者（4条）	借主（5条）	貸主（5条）	確認者
—	(株) ■■ 代表取締役 ■■ ■■	(有) ■■■■ 代表取締役 ■■ ■	■■■■■■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判断項目	該当	備考
【農用地区域内農地】		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	レ	
【甲種農地】（市街化調整区域内にある農地）		
概ね10ha以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	—	
農業公共投資対象後8年以内の農地	—	
【第1種農地】		
概ね10ha以上の集团的農地	—	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	—	
農業生産力の高い農地	—	
【第2種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から500m以内の区域内(宅地割合が40%を超える場合は1kmを限度に延長可)農地	—	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団(概ね10ha未満)農地	—	
【第3種農地】		
水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在	—	
申請地から概ね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	—	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	—	
街区の面積に占める宅地の面積割合が40%超	—	
都市計画法の用途地域内	—	
土地区画整理事業等の施行区域内	—	

(2) 上記により判断した理由（判断理由の根拠となった図面・資料等も添付）

申請地については、市街地から南西約5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3) 農用地区域内農地等における不許可例外事由

○令第11条第1項第1号のイ
事業（許可後1年間）実施後、優良農地に復元される一時転用事業。
○令第11条第1項第1号のロ
令和元年10月11日付け苦農水第128号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、意見付きで回答有り。
各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確 認 事 項	可否	備 考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利（貸借権、(根)抵当権、地上権等）者の同意等	—	
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議	—	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	—	
転用面積の妥当性	—	
転用目的が土地造成のみでないこと （宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性）	—	

(2) 被害防除措置の妥当性

確 認 事 項	可否	備 考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接地間に保安距離 2~5mで設置、法面勾配については 1 : 1.5 を計画されており、安全性は確保されていると考える。 ・ 表土除去等の際の地下水については、作業状況に応じ集水地を設け、ポンプアップし汚泥処理により場外排水路に排水する。
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障（日照、通風、分断、蚕食等）	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

(3) 一時転用

確 認 事 項	可否	備 考
事業終了後の農地復元（表土の確保等）	可	埋め戻し土砂売買契約書
設定する権利が賃借権又は使用貸借権	可	土地賃貸借契約書

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
定款又は寄付行為（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レ
法人の登記事項証明書（法人の場合）		レ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書（要約書は不可） 転用面積は原則土地登記簿の地積による	レ
地番図	公図（地積図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	必要に応じ色塗り	レ
	「農地の区分」が明確に判断できるもの	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500～1/2,000程度	—
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等	レ
	必要に応じ過去の事業実績確認書	—
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	—
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	—
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	レ
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用する場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	—
事業計画書	（採取計画）	レ
事業計画の詳細	（ 〃 ）	レ
必要面積算定根拠	（求積 図）	レ
被害防除計画	（採取計画）	レ
工事工程表		レ
土地利用計画図		—
造成計画図（平面図、縦横断図）		—
取水、排水（雨水）等関係図面	（排水施設使用願）	レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	レ
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
復元関係書類（砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断図等）など）	一時転用の場合	レ
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	レ
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第5回農業委員会総会 議案第4号
 (利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■■■■■■■(株) 代表取締役 ■■ ■■	譲渡(貸)人： ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・譲受人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・譲受人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・譲受人は、農地所有適格法人であり、今後の営農計画書からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・譲受人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件 (農地法第2条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人2名である。	適
業務執行役員要件	役員3名のうち2名が構成員であり、常時農業に従事(年間150日以上)すると見込まれる。	適

改 正 後	現 行
<p>第1条～第2条 (略) (農用地等の権利を取得させるべき者の要件)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該農用地等の所在地を事業実施地域に含む農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101条)第2条第4項に規定する農地中間管理機構</p> <p>(3) 農業者年金基金(農振法第3条第4項の農業用施設の用に供される土地(整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。))であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人または農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第3号に規定する法人を含む。)</p> <p>2 (略) (農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位)</p> <p>第4条 農地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんは、次の(1)から(3)までに掲げる順位で行うものとする。</p> <p>(1) 農業を営む者を第1順位としてあっせんする。 この場合、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。)及び地域の中心となる経営体(農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。)を優先してあっせんする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんする。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	<p>第1条～第2条 (略) (農用地等の権利を取得させるべき者の要件)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該農用地等の所在地を事業実施地域に含む農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101条)第2条第4項に規定する農地中間管理機構及び農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65条)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地中間管理機構等」という。)</p> <p>(3) 農業者年金基金(農振法第3条第4項の農業用施設の用に供される土地(整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。))であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人または農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第3号に規定する法人を含む。)</p> <p>2 (略) (農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位)</p> <p>第4条 農地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんは、次の(1)から(3)までに掲げる順位で行うものとする。</p> <p>(1) 農業を営む者を第1順位としてあっせんする。 この場合、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。)及び地域の中心となる経営体(農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。)を優先してあっせんする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画、<u>経営体育成支援計画</u>等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんする。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>

改 正 後	現 行
<p>(農業基盤整備事業等との関連上必要と認められる事項)</p> <p>第6条 農業基盤整備事業等との関連上必要と認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であって、この農業振興施策等との関連において、第3条、第4条及び第5条のあつせん基準にかかわらず、特別の基準によりあつせんする必要があると認められるときは、その特別の基準を定めるものとする。</p> <p>第7条 ～第14条 (略)</p> <p>別紙1～2、様式第3号～7号 (略)</p> <p>別紙第8号 (略)</p>	<p>(農業基盤整備事業、経営体育成支援事業等との関連上必要と認められる事項)</p> <p>第6条 農業基盤整備事業、経営体育成支援事業等との関連上必要と認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合があつて、この農業振興施策等との関連において、第3条、第4条及び第5条のあつせん基準にかかわらず、特別の基準によりあつせんする必要があると認められるときは、その特別の基準を定めるものとする。</p> <p>第7条 ～第14条 (略)</p> <p>別紙1～2、様式第3号～7号 (略)</p> <p>別紙第8号 (略)</p>